

平成 29 年 6 月 9 日

図書印刷 株式会社
代表取締役社長 川田 和照 様株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強

株主総会における議決権行使の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、貴社株主総会の議決権行使書を拝見しました。昨年と同様ですが、各議案について賛否の表示が無い場合の取扱いが非常に不公正なものですので、強く抗議いたします。すなわち、「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。」との注意書きです。

法令上は、株主が提出した議決権行使書に賛否の記載が無い場合は、会社側の定めた通りに賛否・棄権の意思表示があったものと取扱うことが可能なのでしょうか。しかし、貴社の上記の取扱いは、上場企業の最高意思決定機関たる株主総会にふさわしい公正なものではありません。

具体的には、まず、『第1号議案の欄は無印、かつ、第6号議案の欄が無印の場合、第1号議案に「賛」、第6号議案に「反対」となること』が問題です。この場合は、株主の意向は示されていない以上、無効とすべきであり、何故に会社提案の賛成票と取扱うことが合理的であるのか、全く理解できません。

また、『第1号議案の欄は無印、かつ、第6号議案「賛」の場合』はどうなるのでしょうか。これも第1号議案に賛と取扱われ、無効になってしまうのでしょうか。この場合は、株主の意向は明らかに株主提案に「賛」のはずです。仮に、この場合に無効と取扱うのであれば、その逆の場合『第1号議案「賛」、かつ、第6号議案の欄が無印の場合、無効』としなければ、均衡が取れません。

そもそも何故、賛否の表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示と取扱うのでしょうか。貴社の取締役会は、議決権を行使した株主の意向を無視して、無理やり会社提案の賛成票を増やしたいとの意図なのでしょうか。ここまで不公正な取扱いをするほど、現在の会社提案に多数の株主の支持を得る自信が無いのなら、貴社取締役会は、もっと株主の要望に配慮した会社提案を行うべきでした。

今からでも、議決権行使書に賛否の記載が無い場合の取扱いを改めていただきたく、お願いいたします。

敬具